

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで  
② 昭和41年4月から42年3月まで  
③ 昭和44年4月から平成2年5月まで

私は、国民年金についての記憶は明確ではないが、昭和40年頃は国民年金保険料納付書が郵送されてきて、元妻が納付できる時は納付し、納付できない時は免除申請をしていたと聞いていた。昭和60年頃から平成2年頃まではA市の職員が自宅に集金に来ていた。約30年の被保険者期間のうち、6か月分しか保険料を納付しなかったとは考えられない。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、国民年金についての記憶は明確ではないが、昭和40年頃は元妻が納付できる時は納付し、納付できない時は免除申請をしたと聞いていたとしている。本申立期間について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和39年3月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間②の保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録によると、昭和40年4月から同年9月までの国民年金保険料は納付済みとなっており、同年10月から41年3月までの期間は申請免除となっていることから、申立人が12か月と短期間である申立期間②の保険料を納付した可能性を否定できない。

2 申立期間①については、申立人は、その元妻が国民年金保険料を納付

したと聞いていたとしているが、その元妻とは既に離婚しており証言を得ることができず、申立人自身は申立期間①の保険料納付に関与していないことから、保険料納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される昭和 39 年 3 月の時点では、申立期間①のうち、36 年 4 月から同年 12 月までは時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、37 年 1 月から 40 年 3 月までは納付することができる期間であるが、申立人の保険料納付に関する記憶が明確ではない上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、その元妻二人がそれぞれ申立人と同居していた期間の国民年金保険料を納付したとしているが、その元妻二人とは既に離婚しているため証言を得られず、申立人自身は申立期間③の保険料納付に関与していないことから、保険料納付状況が不明である。

また、行政において、254 か月と長期間にわたり、国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社B支店（現在は、同社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和46年1月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月25日から同年2月1日まで

昭和43年4月1日にA株式会社に入社し、平成4年12月1日付けで退職するまで継続して勤務していたが、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間は、同社D支店から同社B支店に転勤となった時期であるが、空白期間はないはずである。申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社C支店が保管する社員名簿、雇用保険の記録及び事業主の供述から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和46年1月25日にA株式会社D支店から同社B支店に異動）、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA株式会社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和46年2月の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所が保存していた申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日

が昭和 46 年 2 月 1 日となっていることから、当時の事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和41年8月1日から同年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3万6,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年3月1日から同年10月1日まで  
A株式会社B支店に勤務していた昭和41年3月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額が、前後の時期と比較して低額となっている。同社に入社以来、給与が減額したことはないので、調査の上記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間のうち昭和41年8月1日から同年10月1日までの申立人の標準報酬月額については、オンライン記録によると、3万円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録により、昭和41年8月1日に3万6,000円の標準報酬月額に変更された後、同社での資格を喪失する42年3月1日まで同額の標準報酬月額が記録されていることが確認できることから、申立人の当該期間の標準報酬月額を3万6,000円に訂正することが必要である。

### 2 申立期間のうち昭和41年3月1日から同年8月1日までの期間について、申立人は、A株式会社B支店における同年3月1日からの標準報酬月額が前後の標準報酬月額と比較して低額となっていると供述しているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同日に申立人のほか24人の被保険者の標準報酬月額が減額となっていること

が確認できる上、申立人同様に前後と比較して標準報酬月額が低額となっている者から提出を受けた申立期間当時の給与明細書により、当該低額となった標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、事業主は、当時の資料も無く申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について不明と供述している。

このほか、申立人が事業主により給与から申立人の主張する標準報酬月額に相応する厚生年金保険料を控除されたことが確認できる関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、昭和58年5月6日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和57年8月及び同年9月は26万円、同年10月から58年4月までは28万円に訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、上記訂正後の資格喪失日（昭和58年5月6日）を同年7月21日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を同年5月は28万円、同年6月は36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月1日から57年8月31日まで  
② 昭和57年8月31日から58年5月6日まで  
③ 昭和58年5月6日から同年7月21日まで

厚生年金保険の記録では、株式会社Aに勤務していた昭和56年10月から57年7月までの標準報酬月額が、当時の給与金額より低くなっている。また57年8月から58年6月までの記録が無いが、この間も勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたので、調査して記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、株式会社Aの事業所別被保険者名簿によると、



申立人の標準報酬月額は、当初、昭和 56 年 10 月から 57 年 9 月までは 26 万円、同年 10 月からは 28 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 58 年 2 月 28 日）より後の 58 年 5 月 6 日付けで、56 年 10 月に遡って 15 万円に減額訂正されていることが確認できるとともに、申立人を含む 35 人が、同日付けで、遡って標準報酬月額を減額訂正処理されており、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録は、事業主が社会保険事務所に届け出た記録から、26 万円に訂正することが必要と認められる。

- 2 申立期間②について、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間において株式会社Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、株式会社Aは、昭和 58 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、株式会社Aの事業所別被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失届は、その約 3 か月後の同年 5 月 6 日に提出されている上、申立人を含む 32 人が、同日付けで資格喪失日を 57 年 8 月 31 日と記録され、標準報酬月額を遡って減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の資格喪失処理及び標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

したがって、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所の処理日と同日の昭和 58 年 5 月 6 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、昭和 57 年 8 月及び同年 9 月は 26 万円、同年 10 月から 58 年 4 月までは 28 万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、雇用保険の加入記録、同僚の証言及び給与明細書から、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚は、株式会社Aに継続して勤務していたが、会社名が株式会社AからB株式会社C支店に変わったのは後から知ったとしており、オンライン記録によると、株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者となっていた 11 人がB株式会社の被保険者となっている。

さらに、申立人及び同僚が、従業員は 10 数人以上であったと証言していることから、株式会社 A は適用事業所でなくなった後、B 株式会社 C 支店の新規適用年月日である昭和 58 年 7 月 21 日まで当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和 58 年 5 月は 28 万円、同年 6 月は 36 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（同社B営業所から名称変更、以下同じ。）における資格喪失日を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月29日から同年10月1日まで

A株式会社C支店（同社D営業所から名称変更、以下同じ。）に昭和59年に入社し、平成2年10月6日に退職するまで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録に空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社C支店に昭和59年から平成2年10月6日まで勤務したと申し立てしているところ、A株式会社B営業所に係る事業所別被保険者名簿から、申立人は昭和59年4月21日に被保険者資格を取得し、61年9月29日に資格を喪失し、その後、同社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に同社同支店において再度被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人がA株式会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、A株式会社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年10月1日に被保険者資格を取得した複数の同僚が、A株式会社において申立人と同じ同年9月29日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、事業主は、「人事

異動は1日付けが通例で、資格喪失日は昭和61年10月1日が正しい。」と回答していることから、申立人のA株式会社における資格喪失日については、同年10月1日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳における報酬月額から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（同社B営業所から名称変更、以下同じ。）における資格喪失日を昭和61年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円にすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月29日から同年10月1日まで

A株式会社C支店（同社D営業所から名称変更、以下同じ。）に昭和60年11月1日に入社し、平成3年2月23日に退職するまで継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録に空白がある。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社C支店に昭和60年11月1日に入社し、平成3年2月23日まで勤務したと申し立てしているところ、A株式会社B営業所に係る事業所別被保険者名簿から、申立人は昭和60年11月1日に被保険者資格を取得し、61年9月29日に資格を喪失し、その後、同社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった同年10月1日に同社同支店において再度被保険者資格を取得していることが確認できる。

しかしながら、事業主が提出した申立期間に係る賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人が当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票から、A株式会社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和61年10月1日に被保険者資格を取得した複数の同僚が、A株式会社において申立人と同じ同年9月29日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、事業主は、「人事

異動は1日付けが通例で、資格喪失日は昭和61年10月1日が正しい。」と回答していることから、申立人のA株式会社における資格喪失日については、同年10月1日とすることが妥当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳における厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から③までに支給された賞与に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は40万8,000円、申立期間②は68万円、申立期間③は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月12日  
② 平成15年12月6日  
③ 平成16年7月10日

年金事務所の記録では、申立期間①から③までに支払われた賞与の記録が確認できないが、手当支給一覧表が見つかったので、記録の訂正をしてほしい。

なお、実際は株式会社Aに勤務していたが、同社は当時まだ社会保険の適用事業所となっていなかったため、親会社の株式会社Bにおいて社会保険に加入しており、同社において手続が行われていたはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた株式会社Aに係る（賞与）手当支給一覧表及び複数の同僚が提出した給与支給明細書（賞与）の記載内容から、申立期間①から③までにおいて申立人に賞与が支給されていたものと認められる。

また、複数の同僚から提出された給与支給明細書において、支給された賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

したがって、申立期間①から③までに係る標準賞与額については、（賞与）手当支給一覧表において確認できる賞与額の記録から、申立期間①は40万8,000円、申立期間②は68万円、申立期間③は38万円とすること

が妥当である。

なお、申立期間①から③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bは既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は療養中につき回答を得ることができない。

このほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額の記録については、申立期間①は11万円、申立期間②は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 6 日  
② 平成 16 年 7 月 10 日

年金記録を確認したところ、申立期間①及び②に株式会社B（勤務先は株式会社A。以下「事業所」という。）において支払われた賞与の記録が欠落していることが分かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所の経理総務担当者（以下「担当者」という。）が保管していた平成15年冬期及び16年夏期手当支給一覧表及び複数の同僚から提出された給与支給明細書（以下「明細書」という。）の記載内容から、申立期間①及び②において申立人に賞与が支給されていたものと認められる。

また、i) 担当者は申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたとしていること、ii) 明細書において、支給された賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、平成15年冬期及び16年夏期手当支給一覧表において確認できる賞与額の記録から、申立期間①は11万円、申立期間②は17万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっ

ている上、当時の事業主は療養中につき回答を得ることができない。

このほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 10 日

年金記録を確認したところ、申立期間に株式会社B（勤務先は株式会社A。以下「事業所」という。）において支払われた賞与の記録が欠落していることが分かった。調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業所の経理総務担当者（以下「担当者」という。）が保管していた平成 16 年夏期手当支給一覧表及び複数の同僚から提出された給与支給明細書（以下「明細書」という。）の記載内容から、申立期間において申立人に賞与が支給されていたものと認められる。

また、i) 担当者は申立人の申立期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除していたとしていること、ii) 明細書において、支給された賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと推認できる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、平成 16 年夏期手当支給一覧表において確認できる賞与額の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は療養中につき回答を得ることができない。

このほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと

から、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 埼玉国民年金 事案 4993（事案 2502 及び 3695 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 9 月まで

昭和 36 年 4 月頃に自宅に来た A 市の職員に勧められ、私の母が私と弟二人の三人分の国民年金の加入手続をしてくれた。国民年金保険料は、私の給料を母に預けたり、自分で毎月集金に来ていた市の職員に一人 100 円を納め、職員が持参したノートに三人分の判子をそれぞれ押していたのを覚えている。

申立期間について、弟二人は納付済みなのに、私が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人の母が既に他界しているため、当時の状況について証言を得ることができないこと、昭和 51 年 6 月に払い出された国民年金手帳記号番号では、申立期間は既に時効のため国民年金保険料を納付することはできない等として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 16 日付け及び 22 年 10 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知がそれぞれ行われている。

今回、申立人は、新たな資料及び証言等はないものの当委員会の決定に納得がいけないとして 3 回目となる申立てを行っており、当委員会で再度申立内容を調査したが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらない上、申立人からの納付を裏付ける具体的な証言も得られず、そのほか委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月及び同年8月、54年12月から63年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月及び同年8月  
② 昭和54年12月から63年7月まで

申立期間①の国民年金保険料は、納付時期は定かでないが、A市役所で、申立期間②の保険料は、おおむね3か月ごとに、B銀行（現在は、C銀行）D支店、E市役所又はその支所で、両申立期間とも自分が夫（故人）の分と併せて納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①の保険料について、申立人は、A市役所で納付したとして、申立人の国民年金手帳記号番号（\*）は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和43年10月頃に払い出されたと推認され、申立人は、F区が交付した納付書で、申立期間①の直前の44年4月から同年6月までの保険料を納付していたことが、申立人提出の領収証書から確認できるが、申立人は、「昭和44年7月にはA市に住んでいたと思う。」「A市で国民年金の手続をした記憶は無い。」としていることから、A市では申立人の国民年金の加入手続が行われておらず、申立人がA市役所で申立期間①の保険料を納付するために必要な納付書は交付されなかったと考えられる。

また、国民年金受付処理簿の申立人の欄に、『7品不』『8品不』『9品不』『不在44』（昭和44年7月、同年8月、同年9月の保険料は未納で、申立人がF区に不在であったことを意味する。）と記載されていることから、申立人は、F区の交付した納付書では申立期間①の保

険料を納付していなかったものと考えられる。

さらに、申立人から申立期間①に係る保険料の納付時期、納付方法などに関する具体的な供述を得られない上、申立人は、夫の保険料と併せて納付したとしているが、夫も同期間が未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②の保険料について、申立人は、おおむね3か月ごとに、B銀行（現在は、C銀行）D支店、E市役所又はその支所で納付していたとしているところ、F区で払い出された申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年にF区で不在者番号となった後、平成20年9月26日に基礎年金番号に統合されるまで使われていなかったことがオンライン記録により確認できることから、当該記号番号において申立期間②の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人は、「夫が会社を辞めた平成5年に、国民年金の加入手続をした記憶がある。」としており、F区で払い出された国民年金手帳記号番号（\*）とは別の記号番号（\*）が、平成5年9月頃に払い出されたことが、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から推認できることから、申立期間②当時、E市では申立人の国民年金の加入手続が行われておらず、申立人が申立期間②の保険料を納付するために必要な納付書は交付されなかったと考えられる上、当該記号番号が払い出された時点では時効により保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間②は104か月と長期間に及んでいる上、申立人は、申立期間②当時、夫の保険料と併せて納付していたとしているが、夫も同期間が未納となっている。

加えて、申立人が申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 16 日から 46 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 2 月 11 日まで  
厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る申立期間の厚生年金保険脱退手当金裁定請求書及び退職所得受給に関する申告書には、申立人の署名押印及び申立人の当時の住所が記載されていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人に係る申立期間の厚生年金保険脱退手当金裁定伺に記載されている脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、支給額はオンライン記録と一致している上、当該裁定伺及び前述の請求書には、「52. 4. 25」の印が確認でき、支給決定日と一致するなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 埼玉厚生年金 事案 7052 (事案 1720 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 3 月 20 日から 28 年 3 月頃まで

B株式会社で勤務した期間が、厚生年金保険の記録では、被保険者期間として記録されていなかったため、年金記録確認第三者委員会に記録訂正の申立てをしたが、申立期間を被保険者期間と認めてもらえなかった。

しかし、B株式会社と一緒に入社し、約1年後と一緒に辞めた同級生は、同社で勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者であったと記録されており、私も被保険者であったことを認めてほしいので、再申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、同僚の供述等から、申立人が申立期間にB株式会社に勤務していたと推認できるものの、同社では、厚生年金保険の被保険者資格取得までの期間について、一定のルールをもって試用期間が定められていたと推認できること、当時の事業主は亡くなっており、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除が確認できないことなどから、当委員会の決定に基づき、平成21年10月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、同僚A氏から提供されたとする日本年金機構作成のA氏に係る「標準報酬月額と標準賞与額の月別状況」を新たな資料として提出し、A氏と同様に厚生年金保険被保険者であったと認めてほしいとしていることから、申立人の主張内容を含め、改めて調査を行った。

申立人は、試用期間はA氏と同様の3か月程度であったとしているが、

申立期間当時、B株式会社において社会保険事務を担当した同僚C氏は、新入社員は、工場長、副工場長の推薦により役員が雇用条件を決めて正社員となるまでは試用期間であり、厚生年金保険には加入をさせていなかった旨を供述しており、申立期間当時、当該事業所では社員ごとに個別に試用期間を設定していたことがうかがえる。

また、申立人及びA氏と一緒に当該事業所に入社し、勤務をしていたと供述している同僚D氏の厚生年金保険被保険者資格取得日は、同事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、入社から約1年3か月後となっていることが確認できる。

さらに、B株式会社の現在の代表取締役は、人事資料等が保存されていないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できないとしている。

なお、申立人提出の「標準報酬月額と標準賞与額の月別状況」は、A氏の厚生年金保険加入状況のみを示す資料であり、申立人が申立期間においてA氏と同様に厚生年金保険に加入していたことを確認できるものではない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 埼玉厚生年金 事案 7053 (事案 1272 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から 22 年 7 月 3 日まで  
終戦後の昭和 20 年 10 月 1 日に A 株式会社に入社したが、同社において厚生年金保険に加入した日が、22 年 7 月 3 日となっている。同社に就職した当初から厚生年金保険に加入していたと思うので、厚生年金保険被保険者資格取得日を 20 年 10 月 1 日に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において A 株式会社勤務していたことはうかがえるものの、申立人と同じ年に入社したとする同僚二人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、入社したとする日から 1 年以上経過した後であることが確認できること、及び申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除が確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 7 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、昭和 21 年 1 月 3 日に撮影されたとする申立人が写った A 株式会社の新会社発足記念の写真を提出し、申立期間に厚生年金保険に加入していたとしていることから、申立人の主張について周辺事情を含め改めて調査を行った。

申立人が、上記写真に写っているとして名前を挙げた 7 人の同僚について、A 株式会社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者資格取得日を確認したところ、申立人より前の昭和 19 年 7 月 1 日が 1 人いるものの、申立人と同日（昭和 22 年 7 月 3 日）が 4 人、申立人より後の 23 年 4 月 10 日及び 24 年 7 月 1 日がそれぞれ 1 人

いることから、申立期間当時、同社では、従業員を採用から相当期間経過後に厚生年金保険に加入させることが通例行われていたことがうかがえる。

また、調査に回答のあった資格取得日が昭和23年4月10日となっている同僚は、A株式会社において厚生年金保険に加入したのは勤務してから2年6か月後であったと供述している。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①及び③について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月 1 日から同年 10 月 10 日まで  
② 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 1 月 1 日まで  
③ 昭和 47 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

国（厚生労働省）の記録では、A株式会社における昭和 46 年 1 月 1 日から同年 10 月 10 日までの期間の標準報酬月額が 7 万 2,000 円となっているが、給与は 15 万円で、当該給与から標準報酬月額 15 万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間の標準報酬月額を 15 万円に訂正してほしい。

また、B事業所が加入していたC組合における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 47 年 1 月 1 日となっているが、B事業所には 46 年 10 月 1 日に入社し、同年同月の給与から標準報酬月額 7 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料の控除が始まったので、C組合における被保険者資格取得日を 46 年 10 月 1 日に訂正してほしい。

さらに、C組合における昭和 47 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間の標準報酬月額が 6 万円となっているが、給与は 7 万 2,000 円で、当該給与から標準報酬月額 7 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間の標準報酬月額を 7 万 2,000 円に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①において、申立人は、給与は 15 万円だったとしているが、申立人が提出した失業保険被保険者離職票には、申立人がA株式会社を離職した昭和 46 年 10 月 9 日以前の 7 か月間に支払われた賃金月額として 8 万 5,100 円から 9 万 181 円までの間の金額が記載されており、申立人の主張と相違する。

また、申立期間①において、申立人の主張のとおり標準報酬月額 15 万円に基づく厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていた場合、その社会保険料（雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料）の控除合計額は 9 万 7,875 円となるが、申立人が提出した昭和 47 年度市民税・県民税特別徴収税額通知書（以下「税額通知書」という。）には、46 年中に申立人の給与から控除された社会保険料の合計額は 4 万 8,496 円と記載されており、申立人の A 株式会社における、オンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料の合計額とおおむね一致していることが確認できる。

さらに、D 連合会が提出した「中脱記録照会（回答）」によると、申立人の F 基金における申立期間①の標準報酬月額は、オンライン記録と同じ 7 万 2,000 円となっている。

加えて、G 株式会社（A 株式会社の後継会社）は、A 株式会社に関する資料等は保管しておらず、申立人の厚生年金保険に関する事項について、回答及び資料提供はできない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②において、申立人は、B 事業所に昭和 46 年 10 月 1 日に入社し、同年同月の給与から標準報酬月額 7 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料が控除され、同事業所が加入していた C 組合を通じて、入社日から厚生年金保険に加入していたとしている。

しかしながら、株式会社 H（C 組合の後継会社）は、「当時の組織構成は協同組合で、当社が申立人を直接雇用していたのではないので、申立人の勤務実態、保険料の控除については不明。当時の資料は残っていない。」と回答している上、オンライン記録で事業所検索を行ったが、B 事業所は見当たらず、申立人の申立期間②における勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、上記税額通知書に記載された社会保険料控除額は、上記 1 に記

載のとおり、昭和 46 年中に A 株式会社において控除されたと考えられる社会保険料の合計額とおおむね一致していることから、同社における控除のほかに、申立期間②において、申立人の給与から B 事業所により厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、申立期間②に係る C 組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は見当たらず、「健保証の番号」に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③において、申立人は、昭和 47 年 1 月 1 日から標準報酬月額 7 万 2,000 円に基づく厚生年金保険料を B 事業所から控除されていたとしているが、上記 2 に記載のとおり、株式会社 H は申立人の保険料の控除については不明と回答している上、オンライン記録の事業所検索において B 事業所は見当たらず、申立人の申立期間③における保険料の控除について確認することができない。

また、I 組合が提出した被保険者名簿によると、申立人は、昭和 47 年 1 月 1 日付け標準報酬月額 27 等級で資格を取得、同年 7 月付け標準報酬月額 30 等級と記載されており、同組合は、27 等級は 6 万円、30 等級は 7 万 2,000 円であると回答していることから、当該名簿の記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 9 月 頃 から 5 年 4 月 頃 まで

以前勤務していた会社の営業部長から株式会社Aの役員を紹介され、数人のB職を募集していることを知り応募したところ、私以下4人が同時に採用されることになった。平成4年9月頃から5年4月頃までの8か月間勤務した。当時の名刺があり、本社ではC部のD長として、E支店ではF部のD長としての肩書が記載されている。ところが、日本年金機構の記録では、同社における厚生年金保険の被保険者資格の記録が無いことが分かった。間違いなく勤務していたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aが会員登録していたG協会から提出された申立人のB職登録の記録及び申立人から提出された名刺並びに申立人が同社の複数の同僚の姓を記憶していることから、申立期間当時、申立人が同社に在籍していたことがうかがわれる。

しかしながら、申立人が姓を記憶している同僚等を含む25人に照会したところ、回答があった5人全員が、「申立人を知らない。不明。記憶にない。」と供述している。

また、株式会社Aは平成21年4月1日に適用事業所でなくなっている上、事業主は死亡しており、当時の役員二人に照会したものの回答が得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

一方、G協会は、「保管する申立人のB職登録原簿から、平成5年2月1日から同年3月31日までの2か月間において、申立人が株式会社Aに



所属するB職として登録されていた。」と回答をしているところ、同協会は、「原則として、B職登録時には第三者機関が発行した証明書が必要だった。具体的には、雇用保険又は厚生年金・健康保険の資格取得届書の写し等を添付していたが、経験者については、事業所の社内研修だけで登録することができた。」と回答している。

また、G協会では申立人のB職登録期間について、「昭和61年9月から平成4年6月までの期間において、3つの事業所でB職登録されていたことが確認できる。」と回答していることから、申立人は、申立期間において、既にB職としての経験者であったことが確認できる。

さらに、株式会社Aで社会保険を担当していた元管理職は、「社会保険（基金を含む）と雇用保険は同時加入だったので、厚生年金保険に加入していれば、必ず厚生年金基金及び雇用保険に加入していたはずだ。」と供述しているところ、同社が加入していたH基金は、「申立人の申立期間に係る厚生年金基金の加入記録は無い。」と回答している。

加えて、株式会社Aにおける申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は無い上、ハローワークから提出された雇用保険受給資格者証から、申立人は、平成4年9月28日に求職の申込みをしており、5年1月5日から同年4月4日までの期間において、基本手当を受給していたことが確認できる。

また、複数の同僚は、「『I』という請負契約の歩合制のB職がいた。」と供述しており、そのうちの一人は、「当時のB職は、雇用契約と委託契約の2種類があった。自分は雇用契約だったが、委託契約のB職は『I』と呼ばれ、雇用契約とは所属する部屋が別であった。雇用契約であったB職は6人から7人いたが、申立人は、その部屋にいなかったと思う。別の部屋にいたかどうかは交流が無かったので分からない。」と供述している。

さらに、申立人の申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 12 月 5 日から 44 年 6 月 2 日まで  
② 昭和 45 年 5 月 14 日から同年 9 月 25 日まで  
日本年金機構から自分のものである可能性が高い 2 件の記録が見つかったという通知があり、当該記録については株式会社 A に勤務していた期間及び B の株式会社 C で研修を受けていた期間ではないかと思い、確認を依頼したが、当該 2 社では記録が見当たらないとのことだった。再度調査の上、記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立人は、日本年金機構から通知があった 2 件の未統合の厚生年金保険被保険者記録については、自身が株式会社 A に勤務していた期間及び D 市 E 区にあった株式会社 C（現在は、同市 F 区の株式会社 G）において研修を受けていた期間における記録ではないかと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録から、上記 2 件の未統合記録は、いずれも平成 22 年 3 月に申立人とは別の一人の被保険者の記録に統合されていることが確認できる上、当該未統合記録に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている生年月日は、いずれも昭和 26 年 5 月 \* 日であり、当該未統合記録が統合された上記被保険者の生年月日と一致しているが、申立人の生年月日とは一致していない。

また、当該未統合記録における事業所の所在地は、いずれも H 県であるが、申立人は、H 県の事業所に勤務したことは無いとしている。

#### 2 申立期間①について、申立人に係る雇用保険の記録は確認できない。また、株式会社 A に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認し

たところ、申立期間①に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、株式会社Aは既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録において、申立人が記憶する同僚の名前と一致する被保険者が確認できたことから、当該被保険者に照会をしたが、回答を得ることができなかった。

- 3 申立期間②について、申立人から提出された「I支店実習計画」から、申立人が昭和45年6月1日から同年9月末まで株式会社Cで研修を受けていたことが推認できる。

しかしながら、株式会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間②に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

また、申立人と同期入社で、申立人と一緒に株式会社Cで研修を受けたとする同僚についても、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間②に当該同僚の氏名は無い。

さらに、株式会社Cは、当時のことは資料が無く、担当者もいないため、申立期間②における申立人の社会保険加入の有無については、不明と回答している。

なお、オンライン記録、株式会社Jに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人及び上記同僚は、申立期間②において、株式会社Jにおける厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。

- 4 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月頃 から 54 年 2 月頃まで  
申立期間に、A職として、B事業所（以下「C事業所」という。）に勤務していた。D職も務めており、年金記録が無いことには納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C事業所が提出した申立人に係る履歴カードから、申立人は、申立期間のうち昭和53年10月10日から54年2月1日までの期間について、E職としてC事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、C事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和62年11月4日であり、申立期間に適用事業所であったことは確認できない。

また、F機関は、i) G県では事業所のE職については昭和61年3月31日以前は社会保険を適用しておらず、平成19年7月\*日付けF機関職長が各事業所長に宛てた「E職の年金記録について（通知）」においても、その旨を改めて確認していること、ii) 給与支払簿等は保存年限を経過しており、提出できないが、社会保険の適用は昭和61年4月1日以降となるため、それ以前に勤務していた申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないことを回答している。

さらに、申立人と同じA職として勤務していた同僚と思われる者に照会を行ったが回答は得られず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。